

## VI. バリアフリーなまちづくりに向けて

### 1 長期的な課題の解決に向けて

この基本構想の整備内容には盛り込めなかったものの、市民・利用者の要望や必要性が高い課題として、以下の事項があげられる。今後、それぞれの課題解決に向けた検討や、各種規制・誘導や技術面での調査研究を継続的に行っていく必要がある。

- プラットホームにおける可動式ホーム柵等による転落防止措置
- 電車とプラットホームの段差の改善
- 旅客施設に隣接するビル等のエレベーターについて、旅客施設の営業時間に合わせた利用時間の延長
- 聴覚障害者や視覚障害者等の情報伝達やコミュニケーションに障害のある人々に対する緊急時も含めた情報伝達
- 障害者等に対する災害時のより確実な避難誘導
- 地下空間等において、だれもが安心して快適に移動できるサインシステム

### 2 基本構想策定後の取組み

#### (1) 各特定事業等の着実な推進

重点的かつ一体的なバリアフリー化を実現するために、基本構想に定める各特定事業等を着実に実施する。また必要に応じて、各事業者間で整備時期や内容に関して十分な連絡・調整を図り、事業を推進する。

#### (2) 各特定事業等の進行管理と検証システムの確立

事業の適正な実施を図るため、「福祉のまちづくり推進委員会」において進行管理や検証を行い、バリアフリー化の実現に向け検討、情報交換等を行うとともに、広く情報提供に努める。

#### (3) 重点整備地区内の建築物のバリアフリー化の推進

主要な施設をはじめとする重点整備地区内の施設等に対して、バリアフリー化の推進についての働きかけを行っていく。

#### (4) 意識のバリアフリーの推進

すべての人にやさしいまちづくりを推進するためには、施設等の整備とともに、障害者等に対する「意識のバリア」の解消に努めることが必要となるため、障害者等への正しい理解を図ることができるよう、広報・啓発等を積極的に行っていく。